

第10次島根県職業能力開発計画(案)の概要

-しまねの未来を拓く人財の育成を目指して-

位置づけ

- 職業能力開発促進法第7条で、国が定める基本計画に基づいて県内で行われる職業能力の開発に関する基本となる計画を策定するよう努めることとされている
- 昭和46年に第1次計画を策定し、以降5年毎に策定
- 第10次計画の計画期間は、H28～H32の5年間

背景・課題

- 総人口の減少、特に生産年齢人口の減少、少子高齢化のさらなる進行
- サービス業、特に医療・福祉業に従事する者の増加
- 女性の就業率の上昇
- 景気回復による企業の採用意欲の高まり、有効求人倍率の上昇

今後の方向性

- 地域産業に必要な人材の育成
- 労働者の生産性向上に向けた、企業の人材育成への支援
- 若者・女性・障がい者・中高年齢者等の職業能力開発の促進
- 公的職業訓練及び能力評価制度の基盤の強化

今後の職業能力開発施策の展開

1. 地域の産業が必要とする人材の育成

ものづくり、IT分野を主とした多様な技術に対応する能力開発の支援。
高度技術、熟練技能の継承と後継者育成を推進。
産学官の連携により地域人材を担う人材の育成を推進。

(4) 中高年齢者の職業能力開発

キャリアコンサルティングの推進や、再就職に向けた訓練を実施するほか、就職支援窓口の設置による総合的な就職支援を実施。

(5) 非正規雇用労働者の職業能力開発

正社員への移行や、再就職に向けた訓練を実施。

2. 生産性向上に向けた人材育成の強化

- (1) 技術の変化に対応した人材の育成
IT技術の変化に対応した訓練、企業ニーズに応じたセミナーを実施。
- (2) 労働者及び企業に対する能力開発の支援
企業の人材育成の活性化を図るために、企業が実施する人材育成を支援。
従業員を大切にする経営を学ぶセミナー、人材の定着や育成に関わる職場環境づくりを支援するアドバイザー派遣を実施。

4. 人材の最適配置を実現するための基盤整備

(1) 公的職業訓練の実施

機構(高齢・障害・求職者雇用支援機構)、高等技術校、民間教育訓練施設が地域ニーズに即した効果的な職業訓練を実施。

(2) 職業能力評価基準とジョブ・カードの普及促進

職業能力評価基準の普及や、ジョブ・カードを活用したキャリア形成を支援。

(3) 企業における人材育成の促進

人材育成を含む雇用に関する優れた取組を表彰し、好事例の積極的な周知広報を実施。

3. 全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発

- (1) 若者の職業能力開発
キャリア教育を推進するほか、就業経験の少ない若者及び若年無業者等に対する切れ目のない支援を実施。
- (2) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発
働く女性のキャリアデザインに関するセミナーやリーダー研修の開催、企業・団体のセミナー開催や資格取得を支援。
- (3) 障がい特性に配慮した職業訓練機会の提供
高等技術校での職業訓練や、関係機関・団体と連携した能力、適性に応じた訓練の実施。
障がい者の技能向上の取組み、職業能力開発校のバリアフリー化を促進。

5. 技能の振興

技能に関する興味関心の向上や、技能者の育成と技能の伝承のほか、技能尊重気運の醸成に取り組む。

6. 職業能力開発施策の推進に向けた関係機関の連携

国、県、機構や各機関が連携を強化し、相互調整・協力を図るほか、関係する団体や企業、特定非営利活動法人等への適切な意見収集を実施しながら施策を推進。